

副会長インタビュー

日本弁理士会平成16年度副会長
吉田芳春氏に聞く JPA

弁理士全会員による 広報センター化を期する

出席者 副会長 吉田芳春

質問者 パテント編集委員会委員長 正林真之

同副委員長 片岡忠彦 同副委員長 石橋良規 同委員 鷹取政信

Profile ————— **Yoshiharu Yoshida**

日本弁理士会副会長 吉田国際特許事務所所長

1947年北海道生まれ

1966年日本大学法学部法律学科卒業

1976年弁理士登録

1988年常議員, 1991年特許制度昂揚普及委員会委員長, 2002年産業競争力推進委員会副委員長,

2003年国際活動センター副委員長などを経て現職



吉田芳春副会長 弁理士会館にて

正林 これは偶然かもしれませんが、吉田先生のように、中小企業100社ぐらいお客さんがいる。そういう企業の人達と、1個1個対等にお付き合いして感謝される仕事をしたいというのは、結構多くの人達にあると思います。先ほどの木下会長は、人に使われたくもない、使いたくもないという。みんなはどうでしょうか。僕は、片岡さんから、「やはり人から搾取されるのは嫌だけど、搾取するのはもっと嫌だ」と言われたことがあって、やっぱり感謝される仕事をしたいと思っています。歯医者なんかと同じだと思います。ちゃんと治したから、多少痛かったけど、7年たった今でも、ちゃんと物が食べられる。ですけど100社もお付き合いしていると経営不安や、ケアが大変ですよ。そういうことを本当は色々聞いて、実際には、吉田先生が100社持っているだけでも、広報になりますね。たとえば、出願が多くても、2社だけでしたら、2社にしか広報したことにならないです。ですから、活動そのものが広報活動にもなるような、そういう風に思っている弁理士が結構多いと思います。

吉田副会長 中小企業向け志向は弁理士受験勉強時代に漠然と芽生えていました。受験生のときに、実用新案法がすごく好きになってしまい、一生懸命勉強しました。弁理士になってからは、事務所勤務中に大手企業からの仕事を担当したことがあったが、何か下請けのように命令された。自分は、やはり中小企業を擁

護して、お客の役に立ちたいと考えたから、実際のところ大手からも声がかかりましたが、積極的な行動をしないままでした。ですから、開業から3年間は赤字経営で、3年目の年末には子供用預貯金を引き出さなければならず、悲しい思いをしました。

それから、少しずつ仕事が増えて、何とか食べられるようになりましたが、年に1件か2件しか出さない中小企業を束ねるといえるのは、結果としてはいいですが過程は非常に大変です。一生懸命1社にサービスしても、年1件か2件しか出願しませんので事務所経営としてはかなり厳しい。1社に対する手間は、大手1社も同じです。正直すごく手間がかかる。最初にヒアリングして提案書を全部書き起こし、図面をスケッチから作図し、その後に案文を作成するので、手間が倍かかる。料金は普通でもらえても、やはり料金的に言うと、割りに合わないレベルです。そういうものの積み重ねが中小企業とのお付き合いです。

案文内容は、提案案件1件じゃなくて、必ずベストモードのほかに、コピーモードやベターモードなど、こちらで付加しなくてはいけない。その積み重ねだから、自分としては、やりがいがあると感じてやっていた、それだけです。

正林 やりがいというのは確かにあると思います。やはり10年、20年とやっていくと、振り返ってみて、いかがですか。

吉田副会長 まず、そういう仕事をするのであれば、十分なストックを準備しておくべきです。私は1年半ぐらいのストックしか持たなかったが、3年分のストックが望ましい。

中小企業では、われわれの業務がいたるところに転がっています。出願前業務としては発明の掘り起しがあります。必ず各社特有の発明が2~3くらいは社内に埋もれているので、工場見学と商品検討会をまめにします。年1~2件程度出願していた中小企業で社員向けのアイデアコンテストを年2回開催し、優秀賞は必ず商品化するようにしました。出願件数が2桁となって、現在は店頭公開会社です。

中小企業では、権利化以降の業務も実際にはいたる所に転がっています。それは、今、知財推進計画の中で、ようやく取り上げられています。でも、特許庁は登録する官庁で、ライセンスの官庁ではないわけです。一貫関与と言っても、利用化業務が全く欠落しているし、弁理士は全然できてない。そこをやらなければ、我々の将来のパイはありません。だから、それをどう取り組むか、というところが私は重要だと思います。今年度の日本弁理士会は、木下会長の方針で、特にその問題に関して委員会を設けたりして適用できるようにしています。

鷹取 その辺も、スピードというのは問題ですね。

吉田副会長 急にスピードは出ません。やるというだけでいいです。

鷹取 しかし、国のスピードからいくと、対応していくのが大変ですね。

吉田副会長 今までやってない人にとっては大変かもしれませんが、私は利用化業務をやってきましたから、別に何でもありません。むしろ、そういう部分で色々な指導をしたいと考えています。当会としてはみんなやってないから、そこを立ち上げて、会員のコンセンサスを得る必要に迫られています。

正林 中小企業を相手にしてないと、そういう経験はないですね。普通の大企業なら登録以後は全部、弁理士さんですね。ところが、そういうことが言えないと、「何かこんな紙が来たんだけど」と来ますよね。

吉田副会長 記憶に残る事件として、特許を取得できない案件を中途受任したときに、社長の自宅に正月3日間泊まり込んで、技術を教えてもらい、それで、

審判の理由補充書をつくって取得したのです。その案件ですぐに、大手から実施契約の話が来て、それが、20年前で7,000万でした。その契約は私が全部担当して一ヵ月以上かかりました。1回1回議事録が来て、その議事録の積み重ねで、条文を書くと、「これ、違うじゃないか」と。しかし、実際の所はやってみないとわからない。

正林 そうですね。特に議事録の山と格闘ですよ。

吉田副会長 だから、そういう経験を弁理士がいるいと踏んでいく事、それもビジネスです。その代わり、そういう1件がビジネスというのは、明細書との比較にならない金額になります。

片岡 先ほどの木下会長のお話といい、吉田副会長のお話といい、何となく、我々としてはすごく意外な感じがしています。というのは、正直なところ、ご年配の弁理士というのは、あんまり苦勞せずに、何となくもうけて、ああ、いいなあというものを遠くに見ていたのです。何かそれぞれのご苦勞話というか、それは非常に新鮮でありますし、あまりそういうのを、みなさんひげらかさないから、知らないんですかね。

吉田副会長 話すチャンスがありませんでした。

片岡 でも、それ、すごく大切なことだと思うんですよ。我々弁理士が500人位、年間、どんどん、どんどん生まれてきていて、その人たち、これからどうやっていこうかというのは非常に悩



んでいるところがあるんですよ。そういったところで、実は、先輩たちも悩んで、試行錯誤されながら今があるんだということを、どういう形になるかわからないですけど、そういうものを伝えていけたらすごくいいなと思いますけどね。

正林 やはり我々、目指す弁理士像が、いまいち明確じゃないように感じます。木下会長の様に、30人も人を使うのも1つですよ。でも、やはり、明細書を書くのが何よりも好きだという弁理士もいらっしゃいますし、吉田副会長の様に、中小企業だけでやるという弁理士もいらっしゃるんですよ。ただ、そういった、本当に目指すべき弁理士の方々は、なかなか埋もれていてわからないんですよ。でも、多くの人は勤め人で

すから、勤め人というのは大きな事務所に勤めますから、結局、そうなんですよね。だから、本当に自分になりたい弁理士像はあるにしても、そこに存在するにしても、わからないわけです。

吉田副会長 そういう面で言うと、知財推進計画2004年の方針に載っていることは、ほとんどやっていますよ。平成8年以降、大学でずっと教えているし、今、大学の客員教授もやっているし、それと、もう10年以上前から異業種交流、新商品開発も随分やっていますから。今、問題になっていることは、中小企業の支援という部分の最初から最後まで。大学支援もやっているし、知財本部で、知財の実際の評価シートまで全部つくってやっています。

正林 そうということが意外にわからないですね。

片岡 それでは、広報活動について色々とお聞かせいただきたいと思います。現状の広報活動、実際の活動内容と、また、その問題点、どういうことに問題があるとお考えなのかということをお願いします。

吉田副会長 本誌5月号の「正副会長の活動状況」に書かせていただいたとおり、木下会長の基本方針に沿って、今年は広報活動をします。第一に考えるものは、会員の会ですから、「会員による会員のための会員の広報」が大前提です。まず、その前提の中でどこまでやるかという話で、大きく分けて2つあります。“会員向けの広報”と、“対外的な社会向けの一般広報”です。対外的な部分に関しては、日本国内と海外があります。

“会員向けの広報”に関して、チェックさせていただいたところ、今までの活動を踏襲し、その他に足りないところを補充します。足りないところとしては、委員会報告なり、委員会活動がリアルタイムに会員に伝えたいと考えています。年間1回の委員会報告書だけですと情報公開が十分とは言えず、それを定期的にかつリアルタイムに会員にフィードバックしたいと考

えています。これは、費用の問題がありますから、会員専用の電子フォーラムでオープンにしていきたいと思います。

現状では報告書が委員会ごとにならなっているの、委員会の活動報告予定表を提出するようお願いをしました。その書面が各委員会からあがってきた段階で、フォーラムに掲載して会員にフィードバックしたい。そうすると、その部分の補充ができるだろうと考えています。

今、当会で問われているのは、対外的な広報のあり方についてです。今まで広報活動は、主に広報センター、知的財産支援センター、特許編集委員会が担当します。その他に、これに国際活動センターも入れる形で、対外的な広報の拡大を考えています。

広報センターとしては、『特許アトニー』『はっぴょん通信』『弁理士 Navi』等があり、これらは継承していきます。知的財産タウンミーティングが、去年の福岡、鹿児島の2回に加えて、今年は北海道、東北、北陸、中国の4箇所で開催する予定です。これは、直に地方にアクセスして、触れ合いの中から広報するという部分です。



特許アトニー

はっぴょん通信

弁理士 Navi

それから、実際に世の中にアピールするためには、マスコミ媒体を使う必要がある。マスコミが我々をよく理解していただかなくてはならない。マスコミの人が特許をきちっと読んでいただくことが理想ですが、必ずしもそうはいかない。しかも、マスコミの記者も数年に一遍ずつ所属部署が変わるので、十分に吟味されていない記事が多いのも現状です。そこで現在企画しているのは、「記者勉強会」というものを開催する予定です。月1回、広報センターで記者懇談会をしています。その他に、記者との勉強会をする。ある話題になっているテーマについて記者の方と一緒に勉強する。それは、現状の記者懇談会の範囲を超えて、もっと記者を広く集めて勉強会を開くことにして



います。目的とすることは知的財産のことを理解していただいた上で、色々な記事を書いていただくということです。

国際的な広報という観点からは、当会はあまり力を入れていなかったのですが、今年は国際活動センターに対外的な部分の活動を強化していただく。例えば外人が読むようなコンテンツをつくっていただき、それを英文化して、当会のホームページに掲載しようと現在、国際活動センターにお願いしています。

更に、英文のパンフレットも、リニューアルしようと考えています。国際的な広報というのは、実は、いろんな国に行って、向こうの代理人とのコミュニケーションの中から本当の広報ができるので、その部分は国際活動センターに任せていきたいと思えます。それは対外的なヒューマンコミュニケーションの中の広報です。今まで未開拓であった国、例えばドイツの弁理士会とか、窓口をもっと拡大しようとしています。

あわせて、対中国との問題で、いわゆる模倣品の問題に関しては、産業競争力推進委員会というのを復活させ、そこで対中の問題に関して特化して活動しています。過去2年間中国で専門家交流会を行い、向こうの代理人に日本の制度をわかっていただく。我々も中国の、色々な制度や実務を勉強して、それを日本に持ち帰って会員に報告会の形式で迅速にフィードバックしています。

会員への広報という部分、国際間の模造品の問題に関しての広報というのを徹底しています。国際的な問題はそのように広報活動してきました。

片岡 対外的な面で不十分だったというお話がありましたけれども、それを具体的に説いたところは。量的にいくということでしょうか。

吉田副会長 会の予算上、量的には自ずと限界があります。国際活動センターの委員には、結構な自費負担を強いており、申し訳ないとは思っていますが、最小予算で最大効率を上げるような対外的広報を目指したいということです。対外的には、日本弁理士会を積極的に広報してゆこうという意識が乏しかったということです。

また、本年度はできれば外国から、日本の弁理士をアクセスできるようにすることまでの企画を考えています。すぐ実現できるかどうかわかりませんが目標にして取り組みます。

片岡 今まで、あまり対外的な面ではやってこなかった。本年度は、充実させていこうということですが、各会員に求める事は何かございますか。

吉田副会長 会員が、会の状況を把握していないといけません。それを理解していなければ会員に協力を求めても充分に分かってもらえない。これは、相互作用だと思います。先ほど申し上げたように、定期的に委員会活動状況を報告する事は会員に会の状況を把握してもらおうということです。そうすると、会員も、今の状況を把握した上で自分にはこんなことができるという話になります。とにかく情報公開を早急にするという事が本年度の方針でもあります。

その上で、できれば会員が一度は国際活動センターの委員として活動していただき、経験のなかから国際性を高めて対外的広報につなげたいと思っています。

国内的にも同様であって、支援センターの指導員に登録してほしいと思っています。そもそも弁理士全員が広報マンになっていただきたいと考えていて、そのための第一歩として、ぜひ支援センターの指導員の活動をすべきです。そして、そのような広報意識を持って、自分の仕事又は自分の事務所の範囲で、クライアントに対しても広報活動をしてほしいと思っています。

正林 草の根活動もプラスアルファしていこうということですね。会だけで活動するのではなくて、弁理士1人1人が会の状況をわかって、草の根運動の様にどんどん広報していくということですね。

吉田副会長 その通りです。やはり正副会長会や一部の委員会だけでやってもより良い結果は得られない、全員がそういう機運にならなくてはいけないと考えます。そうすると、繰り返しますが、全員が同じレベルの情報を共有して考え、我々と同じレベルでみんなが考えるということが重要かと思えます。

正林 全員に周知徹底するためには、今の媒体で十分なんではないでしょうか。

吉田副会長 現状の枠組みのなかでは、『パテント』と広報と、情報企画と国際活動のある部分とで連携体制を強化して実施してゆくべきと思っています。

正林 「パテント」は広報課に属するのですけれども、私はパテント編集委員を8年もやってきていながら、『JPAA ジャーナル』、『パテントアトニー』がどうやって発行されているのか全く分からないのです。同じ「広報」と言いながら、全く独立した別のものとして扱われているのです。

吉田副会長 今ある段階で、私のわかっている範囲で位置づけを考えた場合、『パテントアトニー』に関しては、これはすごく一般向けする形で、知財教育的な要素で皆さんにわかっていただくという要素があります。『パテント』は、一般向け部分より、会員向けの論文とか、いろんな問題について考察したそういう研究集、報告書といった要素が高い。日本弁理士会の、または、弁理士の専門性をあらわすものです。専門性を主体的にあらわすものが『パテント』じゃないかと考えています。ですから、読みやすくすることはもちろんいい。だけど、専門性を崩すこと、または職業人としての部分を崩すようなことは必要ないと思っています。編集上のレイアウトなどはどンドン工夫していただいたほうがいいのかなと思っています。

実際、外部の一般の人は、『パテント』は、「あれ、難しいよね」と言っています。あんまりわかんなくするのはちょっと考えものだけど……。

正林 それでいいのかもしれないですね。

吉田副会長 弁理士の水準というか、それをあらわすものじゃないかと思っています。

ですので、あまりにも大衆迎合する必要はないと思います。

鷹取 弁理士の仕事自体も、結構そういうふうに難しいところがあるじゃないですか。ああいう論文を書くくらいの中身の。

吉田副会長 ああいう難しいものを易しく書ければほんとのプロなんでしょうね。難しいものを難しく書くのは、誰でもできますよ。だから、むしろ、委員長や副委員長の皆さんの独断でも、例えば、地方展開とか問題になるし、特にここは書いてほしくないとか、他士業との関係での業際問題など、そういう特集を組んでほしいですね、逆に、ほかのものを差し置いてね。

正林 そこら辺の声欲しいのです。やっぱり正副と連携が悪いんでしょうかね。こういった特集を組めという話を、言われたことはまだ1度もありません。この記事は載っけちゃまずいって正副から言われたことはありますが、これとは逆に、正副のほうからこういった特集を組んでほしいというようなことはまだないですね。

吉田副会長 早速連携のまずさがでできました。だけど、例えば、今、知財推進計画の中で一番問題にしているのは、地方展開の問題。地方で弁理士が活動し

ていますが、どういう活動をしているかというところをいかにアピールするか、それを論文の面から、理論的に専門的に補強していただきたい。

正林 ただ単に、正副からこう言っていますという話でいいと思うんですよね。そうすると、それに応じて、我々のほうで特集を組んだりする。それだけの話なのですが、今までそれに応じてそれがありませんよ。だから、地方で弁理士が足りてないから困るという話だったら、地方で活躍する弁理士を紹介するなどということが理想的な姿だと思うのですが、そういうことをやってないんですよね。

吉田副会長 なるほどね。そういう面で、このパテント編集委員会と正副でさえ、なかなかコミュニケーションがとれてないですね。

正林 そういうふうな話になれば、予算も特別に組むから、編集委員に、地方へ行って調査してこいという話はいいと思うんですよ。正副からという話になれば、若手編集委員の事務所の所長もそれはそれでいいと了解すると思います。またそうでもない限り、地方に行っても、地方の先生に電話すれば、忙しいからといってまず断られます。やはり正副のバックアップがあれば……。

吉田副会長 わかりましたので、正副で検討して対応します。

その他に、大学支援の現状という問題で、個別に論文が出ている。だけど、もっとその他のテーマで、知財本部、TLO、うまくいった、いかない例とか、それから、書式の例とか、リエゾンの問題とか、いろんな問題があるよね。

鷹取 何か、トータルでそういうのを特集した中身を教えてくれるような記事があるといいですね。

正林 ですから、あとは、目次と要約、今、各記事の要約までできてないんですよ。ですから、要約だけのページがあってもいいでしょうし、パテント誌を読みやすくすることはいろいろあるんですよ。ただ、それ、やったところで読まれるようになるかというところでもない。また、武器になるかというところでもない。

吉田副会長 『パテント』は、これ、やっぱり1つの弁理士会の知的なステータスです。それだけの価値があるものだと私は思っていますよ。だから、『パテント』は捨てないで、飾って保存しています。全部は読まないけど、関係するところだけ読んで、結構ためにな

る。ほかの雑誌に書いてない観点で、私と同じような考えや、それより深く進めた考えを書いているから、弁理士としてはためになる。

正林 先ほど言いましたとおり、それプラス、やはり正副の意見を反映させて、ある程度編集の方針を組む必要があると思います。

鷹取 だから、会として何か意思を通すような、情報をこういうふうに発信してくれというものもあると思います。その意思を通してほしいものは、正副のほうから出してもらいたいと。

吉田副会長 確かに、全部、パテント編集委員会にお任せで会の意見が反映されていないのはおかしい。あまりにもPR誌になることはないけど、少しはという感じは、皆さん持っているから、そこをやっぱり、ちょっと話を今度通しておきます。

弁理士会のステータスをあらわす広報としては、『パテント』が一番核です。外部の人は、これしか見ないんだから。あとは、パンフレットとかもあります。それはどっちかという、わかりやすいもので、その意味で、『パテント』は重要だと思います。

片岡 広報は1つのステップだと思うんですね。弁理士会はこういうものだというのを外部に知らしめるという、会員についても、あるいは外部についても知らしめるという。その後、おそらく、多分外部からアクションが来ると。そういった来たときの窓口というのはどういうふうになっているのでしょうか。問い合わせの窓口、あるいは、マスコミ対応の窓口。いろんな団体等の窓口というのは。

吉田副会長 外部に対する発信に関して、いろんな問い合わせが来るのは、広報で窓口を担当しています。新聞記者とか、いろんな形で、この記事はどこの、いついつ、どこで何するのという話の対応は全部広報課で担当しています。対応に関しては特別問題はないと思います。

片岡 例えば、マスコミに出てくる記事が、これはちょっとおかしいといったときに、どういったところが対応して、だれの名前で、その抗議なり何なりをするのかというのは、もう決まっているんですか。

吉田副会長 以前、そういうようなことがあったというのは聞きますけど、それに関しては、この記事、自分たちの趣旨と違うよねということで、当然、正副会長会で検討して、正副会長会のほうから正式なる抗議文を送付したという形で、それは弁理士会の意思と

してやっています。

片岡 日経のときは早かったなという印象があったんですけど、ホームページにはすぐ載って。

吉田副会長 あれは、もう正副会長会で担当してやりましたから、すぐに早くやりました。なるべく、そういうそごがないように、新聞記者に勉強してもらいたいと思っています。

片岡 現在の記者会見と記者懇談会は、どれぐらいの人数の方がいらっしゃるんですか。

吉田副会長 15名から20名くらいです。テーマ選択もあると思うので、皆さん、また、こんなのいいよというテーマがあれば教えてください。

正林 要するに、全員が機運を一緒にするということですね。そのための内部の広報は高める必要がある。また、外部のほうは、今までゼロだったものをどんどん立ち上げているから、まだまだ、今のところ、効果はわからないけれども、ただ高める努力をしているという段階でよろしいんですか。

吉田副会長 いや、高めるように努力じゃなくて、もちろん努力しないとできないけど、実際にやりたいと思っています。

大切なことは基本的な広報マインドというレベルを高める必要があることです。基本的な広報マインドを会で育ててゆくためには、自助努力だけでは限界があるので、外部専門家にアドバイスを頼める体制を作りたいと考えています。日本弁理士会の広報のあり方をはじめ、具体的なニュースリリースの仕方まで相談できるようにし、この繰り返しの経験を積み重ねて会の広報プラクティスとします。

そのほかに、今度、高知県と協定を結びました。急いでニュースリリースをしましたが、例えばそういうものなど、若手を登場させたりしていろんな形で、何か目に見える、インパクトがある形で。しかも、社会的にそれが有意義な形でやりたいと思っています。同じやるにしても、ただの広報はやりたくない。プロダクションに頼めば、おもしろい発明を毎回紹介するコーナーに弁理士が出てもいいけど、それは個人の弁理士でやるならいいですが、日本弁理士会としてはやりたくないよね。日本弁理士会は、例えば、パテント編集とか広報センターとか、そういう形でしっかりとやっていきたい。

ありがとうございました。

(原稿受領 2004. 5. 31)